

公布された条例のあらまし

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

第一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

1 職員の勤務時間の改定

職員の一週間当たりの勤務時間を次のとおり改めることとした。

(1) 職員（育児短時間勤務職員等、(2)の職員及び(3)の職員を除く。）

四十時間 ↓ 三十八時間四十五分

(2) 再任用短時間勤務職員

十六時間から三十二時間までの範囲内

↓ 十五時間三十分から三十一時間までの範囲内

(3) 任期付短時間勤務職員

三十二時間までの範囲内 ↓ 三十一時間までの範囲内

2 勤務時間の割振り

(1) 任命権者が、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき割り振る勤務時間は、七時間四十五分とすることとした。

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、一週間ごとの期間について、一日につき割り振る勤務時間は、七時間四十五分を超えない範囲内とすることとした。

3 休憩時間

任命権者が、少なくとも一時間の休憩時間を、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の途中に置かなければならない場合は、一日の勤務時間が七時間四十五分を超える場合とすることとした。

第二 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1 育児休業法の規定により条例で定める育児短時間勤務の形態

育児休業法の規定により条例で定める育児短時間勤務の形態は、一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるよう勤務するものとする事とした。

2 部分休業等の承認の単位及び時間の範囲

- (1) 部分休業の承認は、十五分を単位として行うものとする事とした。
- (2) 職員が九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため一週間の勤務時間の一部について勤務しないことの承認は、八時間四十五分を超えない範囲内の時間に限ることとする事とした。
- (3) (2)の承認は、十五分を単位として行うものとする事とした。
- (4) 労働基準法の規定による育児時間又は部分休業を承認されている職員に対する(2)の承認は、一週間につき十八時間四十五分から当該育児時間又は当該部分休業を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする事とした。

第三 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

修学部分休業の承認は、一週間を通じて十八時間四十五分を超えない範囲内とする事とともに、十五分を単位として行うものとする事とした。

第四 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて十八時間四十五分を超えない範囲内とする事とともに、十五分を単位として行うものとする事とした。

第五 施行期日等

- 1 平成二十一年十二月一日から施行することとした。ただし、第五の2の一部については、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過規定を置くこととした。
- 3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 汚染土壌処理業許可申請手数料の追加

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可の申請について、次のとおり手数料を徴収することとした。

- (1) 手数料額 二四〇、〇〇〇円
- (2) 徴収時期 許可申請のとき。

2 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税関係

(1) 知事は、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施により農地等を取得した場合において、当該農地等の取得の日から五年（農地売買等事業のうち担い手農業者確保事業の実施により農地等を取得した場合において、知事はその取得の日から五年以内に当該土地の貸付期間の延長の承認をしたときは、五年を経過する日の翌日から五年）以内に当該事業の実施により当該農地等売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体に係る不動産取得税の納税義務を免除することとした。

(2) 知事は、農地利用集積円滑化団体が換地計画において定められた農用地に供することを予定する土地を取得した場合において、当該土地の取得の日から二年以内に当該土地を譲渡したときは、当該農地利用集積円滑化団体に係る不動産取得税の納税義務を免除することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 農地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例

1 基金の設置目的の追加

基金の設置目的に、ひとり親家庭、社会的養護を必要とする子ども等に対する支援に関する施策の促進を追加することとした。

2 基金を処分できる場合の追加

基金を処分できる場合に、国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後において、なお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるときを追加することとした。

3 有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十七年六月三十日までとすることとした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県環境保全基金条例の一部を改正する条例

1 基金の設置目的の拡大

基金の設置目的を、環境の保全に関する事業の推進を図ることに拡大することとした。

2 基金を処分できる場合の追加

基金を処分できる場合に、国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後において、なお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるときを追加することとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県労働会館条例の一部を改正する条例

1 労働会館の廃止

南和労働会館を廃止することとした。

2 施行期日

平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の追加

次のとおり手数料を徴収することとした。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 認知機能検査手数料 | 六五〇円 |
| (2) 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料 | 一二、三〇〇円 |
| (3) 年少射撃資格認定手数料 | 九、六〇〇円 |

同時に他の年少射撃資格の認定を申請する場合の

〔当該他の年少射撃資格認定手数料

五、九〇〇円〕

(4) 年少射撃資格認定証書換え手数料

一、八〇〇円

(5) 年少射撃資格認定証再交付手数料

一、九〇〇円

(6) 年少射撃資格認定講習手数料

九、七〇〇円

2 手数料の額の改定

手数料の額を次のとおり改定することとした。

(1) 銃砲又は刀剣類の所持許可手数料

ア 猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者

五、四〇〇円 ↓ 六、八〇〇円

同時に他の猟銃又は空気銃の所持許可

を申請する場合の当該他の猟銃又は空

気銃の所持許可手数料 三、一〇〇円 ↓ 四、三〇〇円

イ アに掲げる者以外のもの

九、〇〇〇円 ↓ 一〇、五〇〇円

同時に他の銃砲又は刀剣類の所持許可

を申請する場合の当該他の銃砲又は刀

剣類の所持許可手数料 五、三〇〇円 ↓ 六、七〇〇円

(2) 猟銃又は空気銃の所持許可更新手数料

ア 新たな許可証の交付を伴う場合

五、八〇〇円 ↓ 七、二〇〇円

同時に他の所持許可の更新を申請する

場合の当該他の所持許可更新手数料及

び同時に猟銃又は空気銃の所持許可を

申請する場合の所持許可更新手数料

三、五〇〇円 ↓ 四、八〇〇円

イ 新たな許可証の交付を伴わない場合

五、四〇〇円 ↓ 六、八〇〇円

同時に他の所持許可の更新を申請する

場合の当該他の所持許可更新手数料及

び同時に猟銃又は空気銃の所持許可を

申請する場合の所持許可更新手数料

三、一〇〇円 ↓ 四、四〇〇円

- (3) 猟銃の操作及び射撃に関する技能検定手数料
二一、〇〇〇円 ↓ 二二、〇〇〇円
- (4) 射撃教習資格認定手数料
七、九〇〇円 ↓ 八、九〇〇円
- (5) 射撃練習資格認定手数料
七、九〇〇円 ↓ 八、九〇〇円
- 3 その他
所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日
平成二十一年十二月四日から施行することとした。

◇奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例

- 1 設置
社会福祉施設等の耐震化等を促進することにより、その安全性を確保するため、基金を設置することとした。
- 2 積立て
基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 3 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 4 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。
- 5 処分
基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。
- 6 繰替運用
基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 7 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定め

ることとした。

8 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) 平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇奈良県介護基盤緊急整備等支援基金条例

1 設置

地域密着型介護老人福祉施設等の介護サービスの基盤の整備等を支援するため、基金を設置することとした。

2 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

3 管理

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。
- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。

5 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

6 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

7 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) 平成二十四年六月三十日限り、その効力を失うこととした。

◇奈良県介護職員処遇改善等支援基金条例

1 設置

介護職員の処遇の改善及び介護老人福祉施設等の円滑な開設を支援するため基金を設置することとした。

2 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

3 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。

5 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

6 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

7 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) 平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇奈良県高等学校等修学支援基金条例

1 設置

経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対して、授業料の減免及

び奨学金の貸与により教育の機会の確保を図るため、基金を設置することとした。

2 積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。

3 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。

5 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算又は育成奨学金貸付金特別会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができることとした。

6 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

7 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

(3) 平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。